

燕市特定不妊治療費助成事業

のご案内



燕市では、不妊症の悩みを抱えているご夫婦が、少しでも早く医療機関に相談し、適切な治療に結びつくことができるよう、治療にかかる費用の一部を助成しています。

申請には、領収書・診療明細書が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。



特定不妊治療費助成事業

1. 対象者

- ・法律上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業を申請し、助成の決定を受けている
- ・市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

新潟県知事が指定した医療機関で行う体外受精および顕微授精

※ ただし、他市町村で助成を受けた場合は、対象外です。

3. 助成額

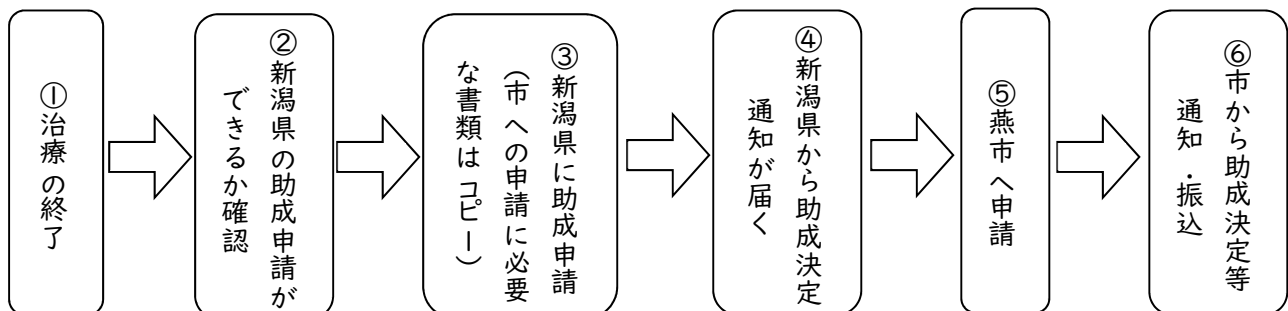
特定不妊治療費から県の助成額を控除した額の2分の1（上限8万円、100円未満切り捨て）

4. 申請回数

- ・妻の年齢が39歳以下（※）の場合、妻の年齢が43歳になるまでに通算6回まで
- ・妻の年齢が40歳以上（※）の場合、妻の年齢が43歳になるまでに通算3回まで

※ 年齢は初めて助成を受ける（受けた）際の治療開始時点における妻の年齢

5. 手続きの流れ



※原則、治療が終了した日の属する年度内の申請が必要です。（ただし、新潟県からの決定が遅れる場合は4月以降でも市への申請が可能です。県の決定通知が届き次第、早めに申請をお願いいたします。）

※ 県助成事業のお問い合わせ先：三条地域振興局 地域保健課 ☎0256-36-2292

3 必要書類

【特定不妊治療費助成】

- 燕市不妊治療費助成事業申請書 ※
- 燕市不妊治療費助成事業請求書 ※
- 新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業助成決定通知の写し
- 新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- 領収書・診療明細書
- 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- 印鑑

※ 必要書類については、窓口でお渡しできるほか、燕市ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/015001006.html>)

3 助成決定等

- 承認・不承認 ⇒ 後日通知でお知らせします。
- 助成金の振込 ⇒ 指定の口座に申請の2か月前後で振り込みます。

【申請・お問い合わせ先】 燕市吉田西太田1934番地
燕市役所健康づくり課健康推進係(1階17・18番窓口)
☎ 0256-77-8182(直通)